

3. 教務一般（本科）

- (1) 科目履修上の注意 P1
- (2) 受講方法－単位修得の方法－ P2
- (3) 受講申告 P2
- (4) 学期について P5
- (5) 成績考査について P5
- (6) 試験の種類 P5
- (7) 試験時における学生心得 P6
- (8) 欠席，欠課について P6
- (9) 再試験について P7
- (10) 進級について P7
- (11) 成績通知表について P8
- (12) 転系・転コースに関する実施要項 P8
- (13) 工場見学旅行について P9

(1) 科目履修上の注意

本校を卒業するために必要な履修科目は、学則に示されているとおりである。高等専門学校は新しい学校体系として一般（教養）科目と専門科目が有機的かつ、くさび型に5か年間に配分されており、単位制を加味した学年制をとっている。各学年の課程を修了しないと次の学年に進級することはできない。

ア 一般科目の重点

① 広い教養と創造性豊かな人間

単なる物知りでなく、常に新しい分野を開拓していく人間、常に自己の幅広い教養の向上に努力し、良識ある国際人として恥じない教養と豊かな人間性の育成を図る。

② 語学教育の重視

今後の技術者は世界的視野において活躍しなければならない。高専では外国語を熟達させ、大学に比肩できる語学学習を行っている。

イ 専門科目の重点

① 基礎的科目の重点

基礎学力の修得、特に専門基礎科目の理解と、十分な応用力の練磨に努める。

② 専門科目には学則の別表第2から別表第5で示す単位がある。履修単位と学修単位についてはシラバスを参照すること。

③ 実験、実習の重視

「講義即実験」の教授によって、単に学理の履修にとどまらず、実験、実習を通して研鑽に努める。

一般科目も専門科目も、履修科目に軽重は決してない。高専の5か年間の完成教育を通じて一番大切なことは、一生を通じて役に立つ真の基礎だけは、しっかり頭の中に理解すると同時に自分のものにして欲しい。そして学業を通じていかなる困難にも真正面から取り組むたくましさ、豊かな創造性を身につけて欲しい。

注) 1単位時間標準50分の30単位時間をもって1単位とする履修単位と、一部科目については1単位時間標準50分の45単位時間をもって1単位とする学修単位の2種類がある。

なお、1回90分の授業の中で、出席確認、授業の振り返り、まとめ等を行うことで、上記時間と同じ授業時間を確保している。

(2) 受講方法－単位修得の方法－

一般科目、専門科目、特別活動について、次のとおり所定の単位を修得すること。

① 一般科目の受講方法

別表第1 一般科目教育課程 を参照し、必修科目はすべて受講し、選択科目は指定された単位数以上を必ず受講すること。

② 専門科目の受講方法

別表第2～5 各コースの教育課程 を参照し、必修科目はすべて受講し、選択科目は指定された単位数以上を必ず受講すること。

③ 特別活動の受講

第1学年から第3学年までに開設されている特別活動は、必ず受講すること。

(3) 受講申告

下記の場合に該当するものは、次のような手続きをとらなければならない。

ア 選択科目を受講する場合

* 受講申告の手続き

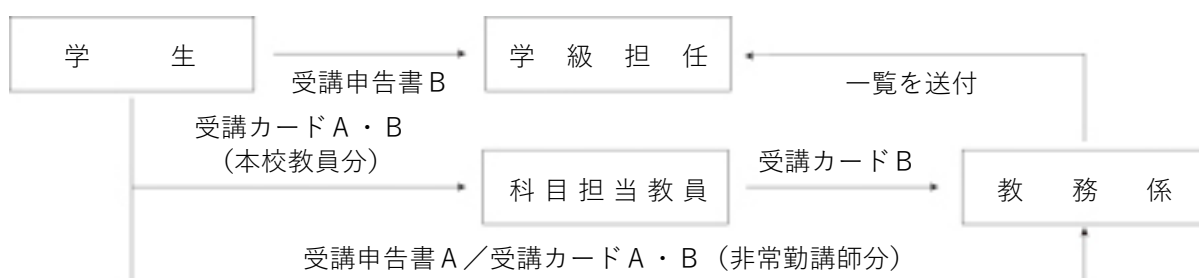
選択科目については事前に受講調べを行う。受講者数は設備・機器の数量等の都合により調整を行う場合がある。

イ 次の場合は、受講（聴講）申告書や受講カードの提出が必要である。

提出を必要とする場合	受講（聴講）申告書	受講カード
進級及び卒業できなかった者が受講する場合	○	○
所属系・コースの上級学年または他系・コースの同学年か以下の学年の科目を受講する場合		○
当該年度に第4学年編入学生として入学した学生が受講する場合		○
選択科目受講希望調査において受講を希望しなかった学生が受講する場合		○

* 受講申告の手続き

種別	提出枚数	提出先	提出期限	備考
受講（聴講）申告書	(A)・(B) 2枚1組	教務係へ(A)1枚 学級担任へ(B)1枚	前期・通年科目は前期の授業開始から2週間以内	半期ごとに提出
受講カード	受講科目毎に(A)・(B) 2枚1組	科目担当教員へ2枚 (うち1枚は教員から教務係へ)	後期科目は後期の授業開始から2週間以内	非常勤講師の授業科目は(A)・(B)とも教務係へ



ウ 受講科目の変更

- ① 進級、卒業が認められなかった場合には、受講科目を変更することができる。
- ② 選択科目の取消しは、以下に示す授業開始日の前日まで認める。
 - ・ 授業回数 16 回の科目：5 回目の授業
 - ・ 授業回数 15 回の科目：4 回目の授業
 - ・ 授業回数 8 回の科目：3 回目の授業

この場合、当該学生は「選択科目受講取消届」に授業担当教員から認印をもらい、学級担任に提出すること。なお、取消しが遅れて欠席時数が4分の1を超過することがないように、特段の注意を払うこと。

エ 聴講について

(1) 第1学年から第3学年まで

対象学生は進級できなかった学生のみとし、聴講できる科目は同系・同学年の単位修得済み科目とする。

(2) 第4学年および第5学年

対象学生の制限は設けず、聴講できる科目は他系・コースの同学年か以下の学年の科目（実技を伴わないもの。）を聴講することができる。ただし、進級及び卒業できなかった学生については前記に加え、同系・同学年の単位修得済み科目も聴講することができる。

*留意事項

イ. 聴講した科目の単位修得は認めない。

ロ. 受講（聴講）申告書を提出する際は、学級担任の指導のもと、科目担当教員の許可を得ること。

オ 校外学修の単位認定について

TOEICの合格点500点以上、実用英語検定2級以上の合格者、海外研修等修了者については、申請により、次のとおり単位の認定を行う。ただし、本校在学中に取得した場合に限る。

名 称	科 目 名	認 定 点 数
TOEIC500点～595点 または 実用英語技能検定2級	「総合英語Ⅱ」 「上級英語」	80点
TOEIC600点～695点	「総合英語Ⅱ」 「上級英語」	90点
TOEIC700点以上 または 実用英語技能検定1級、準1級	「総合英語Ⅱ」 「上級英語」	100点
海外語学研修A (30時間以上) TOEIC500点程度レベルの内容	「英語Ⅳ」 「英語Ⅴ」 「上級英語」 いずれか1科目	80点
海外語学研修B (30時間以上) TOEIC350点程度レベルの内容	「英語LL演習」 「英語会話」 「上級英語」 いずれか1科目	70点
海外研修（英語圏以外含む） (30時間以上)	「国外事情」	80点

注1) 令和6年度以前入学者については、表中の科目名「国外事情」は「社会と文化」に読み替

える。

注2) 選択科目については、受講申請が必要となる。

- ① 同一の試験の種類で複数の級に合格した場合は、上位の級に対応する単位、点数とする。
- ② 認定された修得単位は、次のとおり取り扱う。
 - 申請時期は認定を希望する科目の開設学年かつ開設期とする。
 - 申請をすると認定点数が確定するので、認定される点数よりも更に良い点数を目指して授業を受講したい場合は、その時点では申請はしないこと。その場合申請できる期限は成績2次締切までとする。これについては学級担任とよく相談すること。
 - 申請した後でTOEIC等で更に良い点数、級をとり、認定点数が変わる場合は再度申請する必要がある。

(4) 学期について

本校では、学期を前期と後期の2学期に分けている。1時限の授業は45分であるが、授業効率を考慮し2時限または3時限連続して行う場合もある。

(5) 成績考査について

成績考査は、到達度試験、平素の学習状況等によって行う。

到達度試験は、前期中間、前期末、後期中間、後期末に実施し、実験、実習などは試験を行わないで平素の成績で評価することもある。また、病気などのため試験を受けることができなかった時は追試験を願い出ることができる。なお、試験の結果、成績不振者に対しては、再試験を行うことがある。

到達度試験の科目、時期等の発表は試験日の10日前に公示するとともに各学級にも通知する。

(6) 試験の種類

試験区分	摘 要
到達度試験	前期中間、前期末、後期中間、後期末に実施し、それぞれの試験の名称を前期中間試験、前期末試験、後期中間試験、後期末試験とする。
追 試 験	病気その他やむを得ないと認められる理由によって、到達度試験を受験できなかった者について実施するもの。
再 試 験	成績不振者に対し実施するもの。
追加認定試験	原則として第2学年から第4学年までに進級した者の不可の科目について実施するもの。

※必要に応じ、第4学年においては再追加認定試験を、第5学年において最終卒業認定試験を実施することがある。

(7) 試験時における学生心得

試験の際には、次の点に注意すること。

- ① 学生が机の上に置けるものは、メガネ、筆記用具（黒鉛筆、シャープペンシル、シャープペンシルの芯、消ゴム、鉛筆削り）、時計（計時機能だけのもの）、ティッシュペーパー（袋から中身のみ取り出すこと）及び当該試験において持込みを許可されたもの。また、電卓及び消ゴムについては、ケースから外し、ケースは机の上に置かないこと。
- ② 上記1以外のもの及び机の中のものについては、カバンの中に入れて閉めること。
- ③ 携帯電話等通信機器を所持している場合は電源を切り、カバンの中に入れて閉めること。
- ④ ティッシュペーパー及びひざ掛けの使用を希望する場合は、手を挙げて申し出ること。
- ⑤ 試験終了後に大きな声を出す等の行為は他の学生の迷惑行為になるので行わないこと。
- ⑥ 試験において不正行為を行った者に対するその年度での対応は以下とする。

ア. 前期中間試験またはその追試験において不正行為を行った場合は、その時間以降の受験を停止させ、全科目の前期中間試験とその追試験の成績を0点とする。平素の成績等がある科目の場合は、平素の成績等を前期中間の成績とする。不正行為を行った科目の再試験は実施しない。この対応は、前期末試験、後期中間試験、後期末試験および各試験の追試験において不正行為を行った場合も同様とする。

イ. 前期の再試験において不正行為を行った場合は、その時間以降の受験を停止させ、全科目の前期の再試験の成績を0点とする。この対応は、後期の再試験において不正行為を行った場合も同様とする。

ウ. 追加認定試験において不正行為を行った場合は、その時間以降の受験を停止させ、全科目の追加認定試験の成績を0点とする。課題の成績等がある科目の場合は、この成績をその科目の成績とする。この対応は、再追加認定試験、最終卒業認定試験における不正行為の場合も同様とする。

エ. 上記以外の小テスト等において不正行為を行った学生については、上記と同様な扱いとしない。

オ. 欠課時数等は、受験した科目については「出席」とし、不正行為（到達度試験）により受験を停止された科目は「出席停止」、また停学処分以降の試験科目については「停学」として算出する。

- ⑦ 故意に試験に欠席したと認められた者又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該試験の成績は0点とする。平素の成績等や他の試験の成績の評価には影響しない。

不正行為とは次のことをいう。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・上記1～5を遵守しない場合。・カンニングペーパー等を使用または所持している場合。・他の学生の答案をのぞき見る行為またはそれに類似する行為を行った場合。・その他監督者の注意を無視し、試験を妨害する行為を行った場合。 |
|--|

(8) 欠席、欠課について

欠席または欠課しなければならない場合は、事前に欠席または欠課の届出をすることになっている。不測の事由が発生して欠席または欠課する場合は、事後に必ず欠席または欠課について電子申請をすること。なお、欠席とは一日を通して休むこと、欠課は一日の中の一部の授業を休むことである。

① 遅刻及び欠課の取り扱い

遅刻は、授業開始後10分までを遅刻とし、10分を超えた場合を欠課とする。

② 出席停止について

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの学校感染症の場合は、感染症罹患報告書兼出席停止願を教務係に提出し、出席停止の手続きをとること。

③ 忌引について

忌引の期間は、父母が7日、祖父母・兄弟姉妹が3日、伯叔父母・曾祖父母が1日である。

④ 出席日数の取り扱い

出席停止、忌引、停学の日数は、出席すべき日数には含まれないので留意すること。

欠席日数が4分の1を超えた場合、また各科目の欠課時数が4分の1を超えた場合は、学業成績の評価並びに進級及び卒業認定に関する規則（第10条）により、進級及び卒業が認定されないことがあるので注意すること。

選択科目を受講しなくなる場合には、必ず選択科目受講取消届を学級担任を経由して教務係へ提出すること。

電子申請のポータルは電子版の学生掲示板にある。

(9) 再試験について

合格点に達しない場合、行うことがある。ただし、その対象者については、欠課時数、遅刻回数の総数が授業時数の4分の1を超えていないこと、さらに出席しなかった授業に関して、その授業の内容を学習した証拠となる資料、または教科担当教員から指示された課題を提出した者を対象とする。

(10) 進級について

1学年の課程を終えると、次学年に進級するが、この場合、学年の成績に不合格の科目があると進級が保留されるため、平素の勉学を怠らないように自覚すること。

進級要件には、未修得単位数の上限、実験実習並びに設計製図等の実技を伴う科目の修得義務等がある。これらの重要要件については、十分に確認すること。（学業成績の評価並びに卒業認定に関する規則及び成績評価及び進級、卒業の認定に関する内規参照）

ア 追加認定試験、再追加認定試験および最終卒業認定試験の実施と単位の追認

合格点に満たない必修科目、選択科目ともに、次のとおり追加認定試験、再追加認定試験および最終卒業認定試験を行うことがある。

イ 試験実施基準および第5学年への進級

① 第1～3学年の場合は、進級した学年で追加認定試験を行うことがある。

② 第4学年の場合、追加認定試験の他、再追加認定試験を学年末に行うことがある。この試験は「6. 進級要件について」に記載する第5学年への進級のために修得が必要となる科目について、以下の条件を満たした場合に実施が検討される。

・未修得単位数が5単位以下であること。

・実技を伴う必修科目について第4学年の科目を全て修得していること。

また、この条件を満たした場合、第5学年への進級のために修得を必要としない選択科目についても再追加認定試験を行うことがある。

③ 第5学年において、卒業に必要な必修科目の単位数が不足し、校長が認める場合には、同学年の科目について最終卒業認定試験を行うことがある。また、卒業に必要な選択科目の単位数が不足し、校長が認める場合には、4・5年生で既に履修している科目について最終卒業認定試験を行うことがある。

ウ 追加認定試験、再追加認定試験および最終卒業認定試験の成績は、合格した科目を第1～3学年は50点、第4・5学年は60点として単位が追認される。

エ 追加認定試験、再追加認定試験および最終卒業認定試験を受けようとする者は、「追加認定試験受験願」に当該科目担当者と学級担任から認印をもらい指定期日までに教務係へ提出すること。

(11) 成績通知表について

成績通知表は保護者に直接郵送する。保護者住所等に異動が生じた場合は、速やかに住所変更届、身上異動届など所要の手続きを行う必要がある。

(12) 転系・転コースに関する実施要項

転系・転コースに関しては、この要項の定めにより実施するものとする。なお、単位の取得については、学級担任及び転系・転コース先の代表とあらかじめ十二分に相談すること。

第1 転系・転コース資格は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1)第2学年から第3学年への進級、第3学年から第4学年への進級、及び第4学年から第5学年への進級を認定された者

(2)在籍する系選択時における転系先のクラスの最低成績者の平均点数を上回る成績を修めていた者

- 第2 転系・転コース後の学年
進級を認められた学年
- 第3 転系・転コースを許可する場合の条件
転系・転コース希望先系コースの学年クラス人数が44人を超えないこと
- 第4 転系・転コースを許可する日
学年の始め
- 第5 転系・転コース出願の手続き
転系・転コースを希望する学生は、学級担任へ転系・転コース願書を提出する。
- 第6 転系・転コース出願を受理する時期
毎年2月末まで

(13) 研修旅行について

本校では第4学年において研修旅行を実施している。高専生活の楽しい思い出となり、実社会の生きた知識を吸収するためにも是非参加して欲しい。研修旅行に必要な経費は保護者に大きな負担の掛からないよう最小限度を見積っている。

① 目的

本校における工学教育の一環として、学生に不可欠な各種工場、現地の施設、設備及びその生産工程を見学し、学校で修得した専門の知識、技術を効果的に向上、発展させるとともに実社会の生きた知識を身につける。

② 期間

10～11月頃に2泊3日の日程で行う。

③ 見学箇所

主に関東近郊の会社（工場等）

④ 経費

6万円程度（帰路の交通費は含まない）

詳細は別途通知する。